

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、三共生興株式会社と称し、英文ではSANKYO S
EIKO CO., LTD.とする。

(目 的)

第2条 当社は、次の業務を営むことを目的とする。

- (1) 下記物品に関する貿易業、売買業、仲立業、代理業
 - ア. 天然繊維、化学繊維、無機繊維等の繊維原料ならびに糸、織物、編物、衣料等の繊維製品
 - イ. 飲食料品、酒精飲料ならびにその原料
 - ウ. 機械工具ならびにその部品および付属品
 - エ. 家庭用および業務用電気機器、通信機器、事務用電子機器、医療機器ならびにその部品および付属品
 - オ. 精密機械、光学機械および計量器
 - カ. 運輸、運搬機器ならびにその部品およびその装備品
 - キ. 陶磁器その他一般窯業製品ならびにその原料
 - ク. 鉄鋼、非鉄金属その他鉱産物ならびにその製品
 - ケ. 木材、セメントその他の一般建築資材
 - コ. 無機・有機化学工業製品、肥料、薬品、染料、塗料、洗剤、化粧品、化粧品用具ならびにその原料
 - サ. 皮革、獣毛、海産物その他天産物
 - シ. 運動用品、娯楽用品、園芸用品、書籍、日用品雑貨、家庭用品雑貨、文房具、靴、履物、時計、眼鏡その他一般雑貨
 - ス. 絵画、骨董品、貴金属、室内装飾品ならびに装身具
- (2) 糸、織物、編物、衣料等の繊維製品の製造加工業
- (3) 運送取扱業および代理業、海上運送業、船舶代理業ならびに倉庫業
- (4) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険媒介業
- (5) 不動産の売買、賃貸借、管理業、仲介業、ビルメンテナンス業、リース業
- (6) 動産の賃貸借、管理業、リース業
- (7) 建築物、船舶、航空機、車輛の室内装飾業、冷暖房設備工事業およ

び給排水衛生設備工事業

- (8) 建築の設計・管理およびその請負
- (9) 旅行業法に基づく旅行業および教育、文化、観光、スポーツ、医療、ホテルその他宿泊の各施設の経営および飲食店業
- (10) 工業所有権、ノウハウ、システム技術その他ソフトウェアの取得、企画、保全、利用、貸与、販売、仲介
- (11) 出版物、印刷物および映像物の製作および販売
- (12) 有価証券等の売買、金銭の貸付、債権の売買、債務の保証、引受けおよび外国為替の売買等の金融業
- (13) 情報処理、提供その他の情報サービス業、広告業、通信業および放送業
- (14) 労働者派遣事業
- (15) 前記各号に付帯または関連するいっさいの業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、2億4千万株とする。

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第9条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(基準日)

第11条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(株主総会の招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(株主総会の決議方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第18条 当社は、取締役会を置く。

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は15名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半

数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(代表取締役および役付取締役)

第26条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の議事録)

第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役の報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第30条 当会社は、監査役および監査役会を置く。

(監査役の員数)

第31条 当会社の監査役は5名以内とする。

(監査役の選任)

第32条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の

任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数でこれを行う。

(監査役会の議事録)

第37条 監査役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名する。

(監査役の報酬等)

第38条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限定額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第40条 当社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第43条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査役会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第44条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人(会計監査人であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第7章 計 算

(事業年度)

第45条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第46条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、定時株主総会の決議によって期末配当金として剰余金の配当を行う。

2. 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、基準日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払配当金については、利息を付さないものとする。

(附則)

1. 定款第14条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和13年10月15日	設定
昭和15年1月21日	改訂
昭和15年2月11日	改訂
昭和16年7月2日	改訂
昭和18年11月20日	改訂
昭和19年1月29日	改訂
昭和19年3月30日	改訂
昭和20年4月25日	改訂
昭和23年7月11日	改訂
昭和23年9月13日	改訂
昭和24年2月26日	改訂
昭和24年5月20日	改訂
昭和24年7月23日	改訂
昭和25年5月20日	改訂
昭和26年3月15日	改訂
昭和26年11月30日	改訂
昭和27年5月31日	改訂
昭和29年11月27日	改訂
昭和31年11月24日	改訂
昭和32年11月28日	改訂
昭和34年11月28日	改訂
昭和35年11月29日	改訂
昭和36年11月29日	改訂
昭和37年11月28日	改訂
昭和38年11月29日	改訂

昭和39年11月30日	改訂
昭和41年11月30日	改訂
昭和42年11月30日	改訂
昭和43年11月29日	改訂
昭和44年11月28日	改訂
昭和45年11月30日	改訂
昭和47年12月9日	改訂
昭和50年11月28日	改訂
昭和51年12月21日	改訂
昭和53年12月22日	改訂
昭和56年12月23日	改訂
昭和57年12月23日	改訂
昭和63年12月16日	改訂
平成3年6月27日	改訂
平成6年6月29日	改訂
平成10年6月26日	改訂
平成14年6月27日	改訂
平成15年6月27日	改訂
平成16年6月29日	改訂
平成18年3月1日	改訂
平成18年6月29日	改訂
平成21年6月26日	改訂
平成27年6月26日	改訂
平成28年6月29日	改訂
令和4年6月29日	改訂